

広島県告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、尾道市木ノ庄町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、尾道市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十二年二月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下		欄	
大字	字	地	番	大字	字		
木梨山方	岡谷	五五六及び隣接する水路である市有地の全部並びに字下田七一五に隣接する水路である市有地の全部		木梨山方	早損平		
	東平 (山林)	字早損平五五七の一と五五七の二の筆界未定地、五五八、五七三の一、五七三の二、五八〇に隣接する道路である市有地の全部、字岡谷五五六に隣接する道路である市有地の全部					
	清宗西平	六五二の二及びこの区域に隣接する道路である市有地の全部					
	峰子ノ奥	六七二の二の一部、六七三の二の一部					
	下田	七一五の一部及びこの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部					
	岡谷	五四六、五四七、五四八の二、五四八の三、五五一の二、五五一の四、五五四、五五五の一及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部				下田	
	峰子ノ奥	六六九の二、六七二の二の一部、六七三の二の一部					
	早損平	五五七の一と五五七の二の筆界未定地の一部、五六〇の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路					

瀬塚山 (山林)	中西谷	医王山 (山林)	菖蒲谷	菖蒲	渡瀬谷	下田	東平 (山林)	医王山 (山林)	菖蒲 (山林)	菖蒲谷	菖蒲 (山林)	である市有地の全部
二二四の一、二二四の二の一部、 二二五の二、二二六の二及びこれ	四七九の一及びこの区域に隣接する 道路・水路である市有地の全部	一九〇の一、一九〇の三、一九〇 の四、一九一	七六五の一の一部、七六六の一 部、七六七の一部、七六九、七七 〇、八〇〇の一部及びこれらの区 域に隣接介在する道路・水路であ る市有地の全部	一三七の一部、一三八の二の一部	八〇九の一の一部、八〇九の二の 一部、八一五の一の一部、八一五 の二の一部、八一六の一、八一六 の五及びこれらの区域に隣接する 道路・水路である市有地の全部	七三七の一部及びこの区域に隣接 する道路・水路である市有地の全 部	一四三の三	一八七の三、一八七の四及びこれ らの区域に隣接する道路である市 有地の全部	一〇五の一部、一〇七の四の一 部、一三六の二、一三七の一部、 一三八の二の一部、一三九の三及 びこれらの区域に隣接する道路で ある市有地の全部	七四七の一の一部、七四七の二の 一部、七五五の一部	一〇二の二、一〇三の二、一〇四 の二、一〇四の四、一〇五の一 部、一〇六、一〇七の三、一〇七 の四の一部、一〇八及びこれらの 区域に隣接介在する道路である市 有地の全部	

瀬塚谷	渡瀬谷	菖蒲谷
-----	-----	-----

小林谷	森木迫 (山林)	畦之迫	堂川谷	瀬塚山 (山林)	瀬塚谷	半田平	
一九二から一九五まで	二九六の七、三〇〇の二、三〇一の二、三〇二の二	一一二の一の一部、一一二の二の一部、一一三の一部、一二〇の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部	三四〇の二、三四一の二、三四五の二及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部	二二三、二二四の二の一部	四七一の一の一部、四七一の二の一部、四七二の一部、四七四の一部、四七五の一部、四七七の一部	三九〇の二の一部	らの区域に隣接介在する道路である市有地の全部
	畦之迫	畑田			半田平		